

# 心に残る夏休みに!

## 夏休み子ども農業体験教室

**とき** 8月18日(火) 午前9時～午後3時30分  
**ところ** 町内の農場・農協施設など  
**主催** 幸田町青年農業会議  
**内容** ぶどうとなすの収穫体験や農協の施設見学、カレーライス作りをします。  
**対象者** 町内在住の小学4～6年生  
**定員** 15組(30人) \*2人1組 応募者多数時は抽選を行い、結果は全員に郵送で通知します。  
**参加費** 500円/人(昼食原材料費・傷害保険料を含む)  
**申込み** 7月17日(金)までに産業振興課農業振興G(内線262)、または、JAあいち三河(幸田町内の各支店)へお申し込みください。なお、申込用紙は、小学校から配布されます。



## 夏休み親子動く町政教室

**とき** 8月26日(水) 午前9時～午後3時45分  
**集合場所** 役場4階ホール  
**見学先** 消防署、町民会館、筆柿の里・幸田、(株)アピックス幸田工場等  
**対象者** 町内在住の小学生とその保護者  
**定員** 40人 \*応募者多数時は抽選を行い、結果は全員に郵送で通知します。  
**参加費** 無料  
**持ち物** 昼食、水筒、ビニールシート(昼食時に必要)  
**申込み** 7月24日(金)までに企画政策課情報G(内線343)へお申し込みください。



## 自然観察会 川の生き物調査

身近な川に住む生き物を調べ、水のきれいさを調べませんか?夏休みの自由研究にぜひどうぞ!  
**とき** 7月27日(月) 午前9時～正午  
 ※ 雨天順延の場合8月1日(土)  
**集合場所** 中央公民館駐車場  
**調査場所** 尾浜川、光明寺川  
**対象者** 小学生以上(小学3年生以下は、保護者同伴)  
**定員** 20人 \*先着順  
**参加費** 無料  
**持ち物** 筆記用具、飲み物、タオル、長靴またはゴム草履  
**申込み** 7月13日(月)から24日(金)までに環境課環境保全G(内線272)へお申し込みください。



## 環境学習会 ごみについて調べよう

皆さんは、家庭から出されるごみがどのように処理されているか知っていますか?ごみ処理施設の見学を通して、ごみ処理について調べます。夏休みの自由研究にぜひどうぞ!  
**とき** 8月11日(火) 午前9時～午後4時  
 ※ 雨天決行  
**集合場所** 中央公民館駐車場  
**見学先** 新日本製鐵株式会社名古屋製鉄所、中部保全株式会社エコプラザ  
**対象者** 小学生以上(小学3年生以下は、保護者同伴)  
**定員** 30人 \*先着順  
**参加費** 無料  
**持ち物** 筆記用具、飲み物、弁当  
**申込み** 7月13日(月)から8月7日(金)までに環境課環境保全G(内線272)へお申し込みください。



## はぐみんデー

### 子育て応援の日(はぐみんデー)

平成21年2月3日に開催した愛知県少子化対策推進会議(会長:知事)において、毎月19日を「子育て応援の日(はぐみんデー)」とし、社会全体で子育てを応援する県民運動に取り組んでいくことが決まりました。

次はほんの一例ですが、ご家庭や職場、地域で、19日をきっかけにできることから子育て応援をはじめましょう。

#### 子育て家庭

- ◇早く帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。
- ◇親子とも早めに家に帰り、親子の会話を楽しみましょう。

#### 職場

- ◇子育て中の職員の帰宅が遅くならないよう上司同僚が声かけするなど、子育て家庭にやさしい職場づくりに努めましょう。

#### 地域

- ◇妊婦さんや乳幼児連れのかたを見かけたら、温かい言葉をかけたり、ベビーカーや荷物の持ち運びを手伝いましょう。
- ◇隣近所の子どもや親子連れにあいさつをしましょう。

# 親子でチャレンジ!夏休みこども教室

## 琴教室

**とき** 8月11日(火) 午前9時30分～11時30分  
**ところ** さくら会館 第一研修室  
**講師** 大須賀玉省寿氏  
**定員** 親子20組  
**対象** 町内の小学生とその保護者  
**受講料** 無料  
**持ち物** 筆記用具  
**内容** 日本の楽器、琴に触れて音を楽しみます。  
 簡単な曲を弾きましょう。  
 (例 さくら、さくら・ちょうちょう)



## おもしろパンづくり

**とき** ①7月28日(火) 午前10時～午後1時  
 ②7月30日(木) 午前10時～午後1時  
 ③8月3日(月) 午前10時～午後1時  
 ④8月6日(木) 午前10時～午後1時  
**ところ** 保健センター 栄養指導室  
**講師** 倉橋道子氏  
**定員** 各回親子10組(合計40組)  
**対象** 町内の小学生とその保護者  
**受講料** 材料費として1組700円  
**持ち物** エプロン、タオル、筆記用具、ハンカチ、  
 持ち帰り用のビニール袋、飲み物  
**内容** 動物など、自分の好きな形のパンを作ります。  
 焼きあがりの香ばしい匂いなど、手作りの楽しさを体験しよう!



## 科学実験教室

**とき** 8月8日(土) 午前10時～正午  
**ところ** 中央公民館ホール  
**講師** 園原 誠氏(豊富小学校教諭)他  
**定員** 親子50組  
**対象** 町内の小学生とその保護者  
**受講料** 材料費として1組200円  
**持ち物** 筆記用具  
**内容** でんじろう先生に引けをとらない!?いろいろな  
 実験を楽しめるよ。



## そば打ち体験教室

**とき** ①7月29日(水) 午前10時～午後0時30分  
 ②8月5日(水) 午前10時～午後0時30分  
**ところ** 保健センター 栄養指導室  
**講師** 内田 充氏(井上砂糖店)  
**定員** 各回親子8組(合計16組)  
**対象** 町内の小学生とその保護者  
**受講料** 材料費として1組1,050円  
**持ち物** エプロン、三角巾、タオル1枚(すべり止め用)、  
 飲み物、そば持ち帰り用の容器(タッパーなど)、筆  
 記用具  
**内容** 親子で一緒にそば打ちを体験して、自分で作った  
 そばを食べましょう!



## 水彩画教室

**とき** 7月22日(水)、24日(金)、29日(水)、31日(金)  
 8月5日(水)、7日(金) ※6回連続の教室  
 午前9時30分～11時30分  
**ところ** さくら会館 第一研修室  
**講師** 尾崎信雄氏  
**定員** 20人  
**対象** 町内の小学3～6年生  
**受講料** 無料  
**持ち物** 水彩用具一式、画板、4B以上の鉛筆1本、ぞ  
 うきん1枚  
**内容** 筆の持ち方をはじめ、水彩画の基本を学びます。  
 みんなで楽しく絵を書こう!



**申込み** 7月10日(金)までに生涯学習課生涯学習G  
 (内線431)へお申し込みください。  
 お1人様、1教室のお申し込みとさせていただきます。  
 応募者多数時は抽選を行い、結果は全員に郵送  
 で通知します。

## 愛知こどもの国で遊ぼう!

問合せ 愛知こどもの国  
 ☎0563-62-4151

行事名	実施月日	実施場所	実施内容	備考
チャレンジ5 (ファイブ)	7月18日(土)～ 8月31日(日) 午前9時30分～午後4 時40分	プール	プール開設期間中5回プールに 入場されたかたに記念品をプレ ゼントします。小学生以下対象	当日受付 プール利用料金が必要
スチレン飛行 機	7月18日(土)～ 8月9日(日) 午前10時～午後4時	わくわく工房	スチレン皿を使って飛行機を作 ります。	作品は持ち帰り可能 月曜日を除く毎日
こどもキャン プ	8月5日(水)・6日(木) 8月19日(水)・20日(木) 受付時間は、いずれも午 後0時45分	キャンプ場	小学4～6年生のこどもを対象 とした1泊2日のキャンプです。 ゲームをしたり、プールで遊ん だりします。	各回20人募集 ハガキで事前申込み 締切:7月15日(水)必着 参加料:1,800円

\*都合により変更する場合がありますので、必ずご確認ください。

# 平成21年度 国民健康保険税はこうなります

問合せ 住民課国保年金G（内線135）

## こんなときは、減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりですが、税額の軽減が受けられない低所得者（町民税非課税世帯）も対象となります。

減免の判定基準	減免される税額	
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯	所得割額の半額	
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯	死亡後に到来する納期の納付額の全額	
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障害者となった世帯	障害者となった日以後に到来する納期の納付額の9割	
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額	
世帯の区分(前年の所得額の合計)	減免される額	
	全壊・全焼	半壊・半焼
300万円以下	全額	半額
300万円を超え450万円以下	8割	4割
450万円を超え600万円以下	半額	2割
固定資産税額(土地・家屋)の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額	
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労役場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額	
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより加入した65歳以上の被扶養者であった被保険者(旧被扶養者)が加入後2年以内である世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額	
世帯の区分	さらに減免される額	
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額(2割軽減世帯は3割)	
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額(2割軽減世帯は3割)	
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	

## 支払いは便利な口座振替で

国民健康保険税の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいないかたは、口座振替のかたなどを除き、受給する年金から天引きされます。

# 平成21年度 国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分(40歳から64歳までのかた)ごとに計算した合計額を、年税額として7月から翌年2月までの年8回に分けてお支払いいただきます。

平成21年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

## 税率などが変わります

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源です。その被保険者間で公平に負担していただくよう税率や賦課限度額が決められますが、年々増え続ける医療費に対処するため、平成21年度は下表のとおりとなります。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢者支援分	計	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	4.44%	1.39%	5.83%	1.27%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)	12.00%	4.00%	16.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	30,400円	9,800円
平等割*	1世帯当たり	21,000円	4,400円	25,400円	3,800円
賦課限度額		47万円	12万円	59万円	9万円

\*国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、移行後5年間に限り平等割額(医療保険分・後期高齢者支援分)が半額となります。

## 低所得者は税額が軽減されます

低所得者については、下表のとおり税額が軽減されます。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*の前年の所得額の合計(65歳以上の公的年金等の所得からは15万円を控除)	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円+24.5万円×(世帯主を除く被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円+(35万円×被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の2割

\*旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行して5年以内のかた。

# 受給者証・認定証の更新のお知らせ

## ㊦後期高齢者福祉医療費受給者証と㊧母子家庭等医療費受給者証が更新されます

後期高齢者福祉医療費受給者証（障害者、精神障害者以外の事由のかた）・母子家庭等医療費受給者証が、8月1日から新しくなります。対象者には通知しますので、更新に必要なものを持って、指定した期間中に役場1階3番窓口までお越しください。

**更新に必要なもの** 保険証、印鑑、現在お持ちの受給者証、通知はがき

**問合せ** 住民課医療G（内線138）

## 国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日から新しくなります。対象者には白色から肌色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに郵送します。

**対象者** 昭和8年8月2日から昭和13年7月1日生まれの国民健康保険被保険者

**問合せ** 住民課国保年金G（内線135）

## 入院時の医療費の窓口負担や食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに

**問合せ**  
住民課国保年金G（内線135）  
医療G（内線138）

入院したときに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日までです。

引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。国民健康保険の被保険者のかたは、更新に必要なものを持って、役場1階2番窓口までお越しください。

後期高齢の標準負担額減額認定証をお持ちの人で平成21年度の保険証の負担区分判定後に適用区分が改めて低所得者Ⅰ・Ⅱに該当すれば、7月下旬に新しい標準負担額減額認定証を郵送いたします。また、新たに適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱに該当になった人については、申請が必要となりますので、7月下旬に通知いたします。

### 医療費1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
	3回目まで	4回目以降	
B 一般	80,100円 +267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円	限度額適用認定証
A 上位所得者	150,000円 +500,000円を超えた総医療費の1%を加算	83,400円	
C 低所得者(注)	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

### 入院医療費1カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額（入院）	対象となる認定証
一般	1割	44,400円	限度額適用・標準負担額減額認定証
現役並み所得者	3割	80,100円 +267,000円を超えた総医療費の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	
低所得者Ⅱ(注)	1割	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ(注)	1割	15,000円	

### 入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者(注) (70歳未満)	過去12カ月間で90日までの入院 1食210円	
低所得者Ⅱ(注) (70歳以上)	過去12カ月間で90日を超える長期入院 1食160円	
低所得者Ⅰ(70歳以上)(注)	1食100円	

(注) 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が住民税非課税のかた（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

**更新に必要なもの** 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院があるかたは領収書など入院日数の確認ができるもの

# 後期高齢者医療制度の保険証を更新します

問合せ 住民課医療G（内線137）

- 現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。  
\*簡易書留郵便では、受け取る時に押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店へ再配達のご依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。
- 郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は住民課に返還されます。その場合は、住民課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。
- 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、住民課へ申請が必要です。(すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は郵便支店への転送届では転送されません。)
- 保険証の色が、桜色から若草色に変わります。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。(所用で役場へお越しの際には、古い桜色の保険証をお持ちいただき、お返しくださるようお願いいたします。)

## 医療費の一部負担割合の判定方法について

基準となる収入の期間	平成21年度住民税（平成20年中所得）
負担割合の判定対象者	同一世帯の後期高齢者医療被保険者
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が145万円以上 *同一世帯の中で一人でも負担割合が3割に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。
基準収入額	下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更
適用申請 (負担割合が3割になった場合)	ア. 同一世帯に被保険者が1人のかた・・・被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 同一世帯の被保険者が一人の世帯で、世帯内に後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している70歳から74歳のかた・・・被保険者本人の収入が383万円以上でも被保険者と70歳から74歳のかたの収入合計が520万円未満 ウ. 同一世帯に被保険者が2人以上いるかた・・・同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満

# 平成21年度 介護保険料および利用料軽減制度

## ①保険料の軽減制度

低所得のかたを対象に保険料の軽減をします。

対象者	軽減額
世帯全員が町民税非課税の世帯で、前年の収入の合計額が75万円以下（世帯員が1人増えるごとに35万円を加算）	保険料を基準額の2分の1に軽減
世帯全員が町民税非課税の世帯で、前年の収入の合計額が120万円以下（世帯員が1人増えるごとに35万円を加算）	保険料を基準額の3分の2に軽減

\*原則として、居住資産以外の固定資産未所有  
申請 世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金などの振込通知書や預金通帳）を持参し申請してください。

## ③負担限度額認定制度

町民税非課税世帯のかたが、介護保険施設サービスを利用した場合の、居住費（滞在費）・食費負担の上限額を定め、個人の負担を軽減します。申請をしていただき、該当の段階に応じた認定証を発行しますので、サービス利用の際に施設に提示してください。

問合せ 福祉課介護保険G（内線154・155・156）

## ②利用料自己負担金の軽減制度

低所得のかたが、介護保険の居宅サービスを利用した場合に、利用料自己負担金を半額に軽減します。



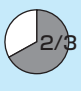
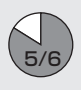

対象者	軽減額
次のすべての条件を満たしているかた ・介護保険で要支援・要介護の認定を受けている ・世帯全員が町民税非課税の世帯で、前年の収入の合計額が120万円以下（世帯員が1人増えるごとに35万円を加算）	居宅介護サービス利用料にかかる自己負担金を2分の1に軽減

申請 世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金などの振込通知書や預金通帳）を持参し申請してください。

# 平成21年度 国民年金保険料免除制度

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1か月の保険料は14,660円(平成21年度)ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付(一部免除)となる制度があります。

## 免除と未納はこんなに違います!

	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族基礎年金を受けるとき	所得審査を受けるかた
全額免除	○ 受給資格期間となる	 1/3	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の1納付 3,670円を納める	○ 受給資格期間となる	 1/2	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
半額納付 7,330円を納める	○ 受給資格期間となる	 2/3	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の3納付 11,000円を納める	○ 受給資格期間となる	 5/6	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
未納	× 【期間に算入されない】	 0 追納できない	× 【受け取れない場合がある】	

\*全額免除期間や一部納付期間については、将来の老齢基礎年金を計算するときに、上記のとおり全額納付した場合に比較して年金額が少なくなります。

\*全額免除や一部免除された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

## 全額免除や一部納付の対象となる所得基準

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

- 全額免除 ⇒ (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 ⇒ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 ⇒ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 ⇒ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

平成21年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は平成21年7月から22年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年(平成20年)中の所得の申告が必要です。所得申告のないかたは申請できませんので、申告を済ませてから免除申請してください。また、平成21年1月1日に幸田町に住所のないかたは、平成21年1月1日の住所地から所得と扶養親族・社会保険料控除等が分かる証明書をお取り寄せの上、免除申請してください。

申請・問合せ 住民課国保年金G (内線135・136)  
岡崎社会保険事務所 国民年金課 ☎23-2515

# トラブルから身を守るう！

## あなたは狙われている！



## あなたは狙われている！



★困った時は一人で悩まず、専門の相談員にお気軽に相談してください。

### ●幸田町消費生活相談

毎月第4木曜日 午後1時～4時  
問合せ：企画政策課政策G（内線341）

## アポイントメントセールス編

### ☆こんな手口に注意！

- 本来の販売目的を隠して呼び出し、高額な商品やサービスの契約を迫ります。

### 主な商品・サービス

ネックレス、複合サービス会員、指輪、美顔エステなど

### ☆チェックポイント

- 「あなただけ」「特別に」などは誘い文句です。知らない人から甘い言葉で誘われても、安易に出かけてはいけません。
- 長時間にわたる勧誘で、疲れて冷静な判断ができなくなった頃を見はからって、契約させます。
- 出会い系サイト、間違い電話、間違いメールをきっかけに、出会いの機会を作って異性をデートに誘い出し、強引にアクセサリーなどを買わせる手口もあります。

## 内職・モニター商法編

### ☆こんな手口に注意！

- 「パソコンを使って自宅で仕事を。」「教材を購入して資格・技術を身につけてから仕事を。」などといって、高額なパソコンや教材を買わせたり、講習会と称して多額の受講料を取ったりします。
- 「チラシ配りの内職」と勧誘され、高額な加盟料を求められるケースもあります。

### 主な商品・サービス

ワープロ・パソコン内職、チラシ配り内職、痩身エステ、化粧品モニターなど

### ☆チェックポイント

- 事前に金銭の負担がある契約をする場合は、慎重に考えましょう。「在宅で簡単に高収入」というセールストークに惑わされず、契約前に内容や仕組みをよく確認しましょう。
- 仕事をもらうためにパソコンの購入が必要だったり、仕事をもらうための課題が非常に難しく、仕事がほとんどもらえないというトラブルが多数あります。「簡単に」「誰でも」はトラブルの第一歩です。

### ●西三河県民生活プラザ消費生活相談

毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分  
電話相談可 ☎27-0999